

山下鐵工所勞働紛議

- 一、名 稱 山下鐵工所（山下梅太郎個人經營）
- 二、場 所 戸畑市麻生町二丁目
- 三、資 本 金 貳千圓
- 四、從 業 員 數 一一名
- 五、紛議參加人員 全員
- 六、紛議發生年月日 昭和九年三月二日
- 七、關 係 團 體 仁俠社戸畑支部
- 八、紛議の内容

事業經營困難の爲賃金の支拂不定期なるに不平を抱きつゝありたる際、仁俠社戸畑支部員にして二月中頃迄同所職工たりし者未拂賃金あるを機として同支部の擴大に資すべく二月二十八日工場主に對し賃金の支拂要求をなすと共に、別紙「全

金屬勞働者諸君に注意を促す」とのビラを作成して従業員を煽動し、三月二日職工數名と共に未拂賃金の即時支拂を要求したるも工場主金策不能にて支拂はざりしが、越へて三月四日第三回會見にて未拂賃金を全部支拂ひたり。

次いで翌五日工場主は従業員全部に對し賃金支拂遲延に付陳謝すると共に他人の煽動に乘らざる様希望するところあり、従業員一同は之に對し賃金支拂を遅くとも翌月五日迄とすべく不文律として勵行すると共に、一方仁俠社員の工場出入を排撃することを申合せ茲に双方誠意を披瀝して解決せり。